

昭和五十年総理府令第三十一号

農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る  
砒素の量の検定の方法を定める省令

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令  
(昭和四十六年政令第二百四号) 第二条第二項の  
規定に基づき、農用地土壌汚染対策地域の指定要  
件に係る砒素の量の検定の方法を定める総理府令  
を次のように定める。

(試料の採取)

第一条 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律  
施行令第二条第一項第四号の要件に該当するか  
どうかの判定のために行う砒素の量の検定(以  
下「検定」という。)のための試料とする土壌  
を採取する場合は、検定に係る農用地の面積の  
おおむね二・五ヘクタールにつき一箇所の割合  
で、選定しなければならない。

2 検定のための試料とする土壌の採取は、前項  
の規定により選定されたほ場の水口地点、中央  
地点及び水尻地点を結ぶ線を三等分し、それら  
の線のおのおの中央地点(以下「試料採取地  
点」という。)において、行わなければならない  
い。

3 検定のための試料は、試料採取地点で採取し  
た地表からおおむね十五センチメートルまでの  
土壌を風乾し、非金属製の二ミリメートルの目  
のふるいを通過させた後、十分混合したもので  
なければならない。

(検定の方法)

第二条 検定は、別表に掲げる方法により試薬及  
び試料液の調製、検定の操作並びに試料の水分  
の測定を行い、その結果に基づき、付録の算式  
により算出して、行わなければならない。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十二年六月一日総理府令第  
五八号)

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十二年八月一四日総理府令  
第九四号) 抄

1 この府令は、内閣法の一部を改正する法律  
(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平  
成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (令和二年三月三〇日環境省令第  
九号)

この省令は、公布の日から施行する。

別表 (第二条関係)

目 次

付 録

付 録 (第三項関係)

$$C = C_1 + C_2 + C_3$$

C は、試料中の砒素の量(単位:mg/kg)を示す。

C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>、C<sub>3</sub> は、試料採取地点のおのおの中央地点から採取した試料中の砒素の量(単位:mg/kg)を示す。

$$N = \frac{A_1 \times A_2 \times A_3}{M}$$

A<sub>1</sub>、A<sub>2</sub>、A<sub>3</sub>、W は、それぞれ別表に掲げる値を示す。

M は、試料の乾燥重量(単位:g)を示す。